

地域福祉計画の施策体系について

1 市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示す計画に盛り込むべき事項

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

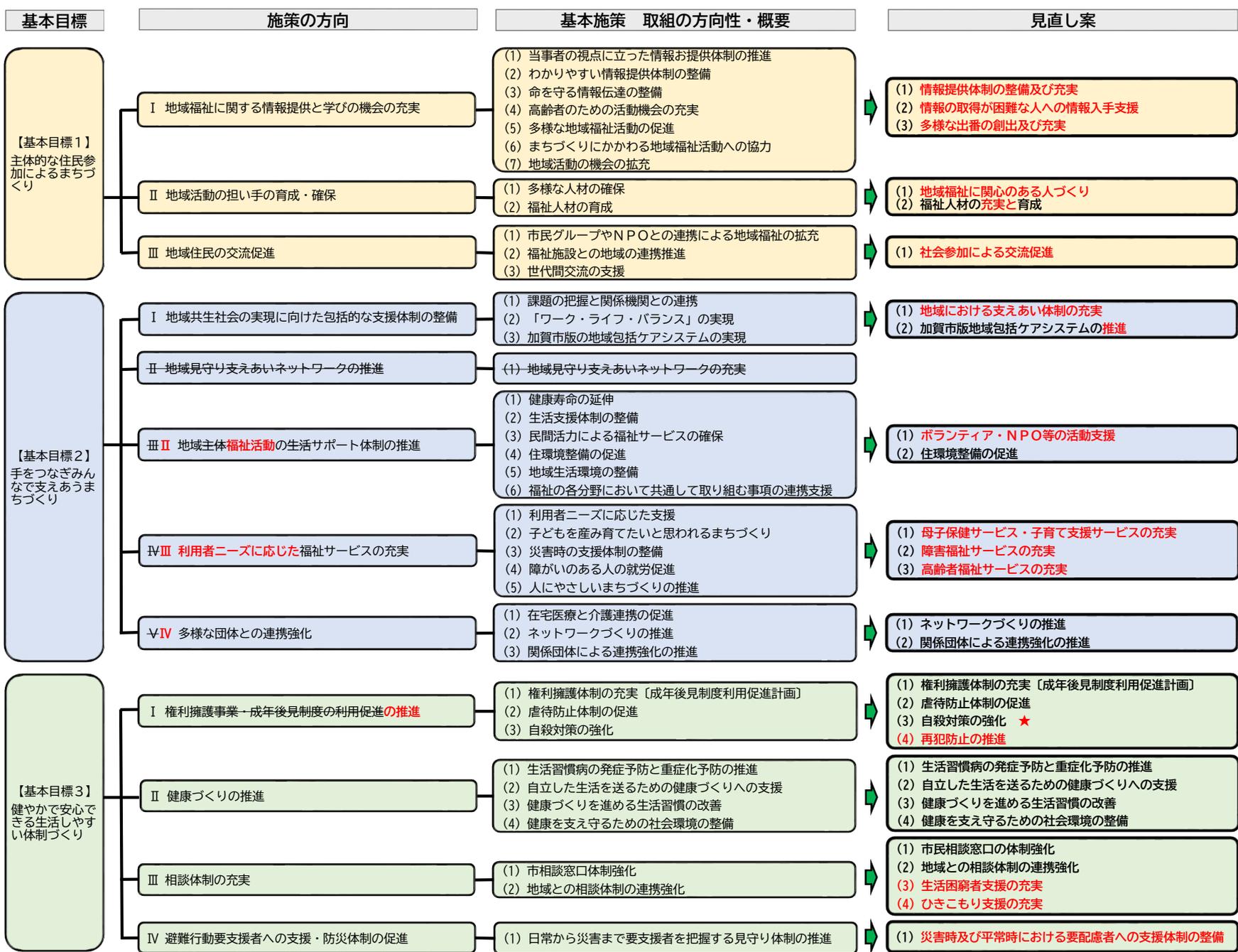
5 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
 - (ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
 - (イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
 - (ウ) 地域住民等に対する研修の実施
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - (ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
 - (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
 - (ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
 - (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
 - (ア) 支援関係機関によるチーム支援
 - (イ) 協働の中核を担う機能
 - (ウ) 支援に関する協議および検討の場
 - (エ) 支援を必要とする者の早期把握
 - (オ) 地域住民等との連携

計画の体系

基本理念

ともに支えあう健康で心豊かなまちづくり



計画の体系

基本方針

基本目標

基本施策

取組みの方向性

誰も自殺に追い込まれることのない加賀市

【基本目標1】
市民一人ひとりの
気づきと
見守りを促す
(人づくり)

(1) 住民への啓発と周知

様々な機会をとらえ、自殺予防の情報
発信をする

(2) こころの健康づくりと
生きがいづくりの推進

こころの健康やうつ病等の自殺予防に
関する正しい知識を学ぶ機会を増やす

【基本目標2】
自殺防止に
つながる環境整備
(仕組みづくり)

(1) 自殺対策を支える人材の育成

支援者の気づきの力を高め、自殺サイン
に気づき、早期発見早期治療につなげる

(2) 社会全体の自殺リスクに応じた
相談窓口・支援体制の充実

様々な側面からきめ細かな相談支援を
充実する

重点施策：高齢者 働く世代 生活困窮者 女性 子ども・若者

(3) 適切な精神保健医療
福祉サービスの提供

適切な精神保健医療福祉サービス
を受けられるようにする

(4) 自殺未遂者・遺された人への
こころのケアの充実

再度の自殺企図を防止し、自死遺族への
支援を行う

【基本目標3】
大切な
いのちを守り、
つなげる連携
(ネットワーク
づくり)

(1) 関係機関の連携体制等の充実

自殺対策に関する情報の共有化や連携、
協働した取組みを推進する

(2) 地域における支え合い活動の
推進

子どもから高齢者まで「つながり」の
ある地域づくりを推進する

2 見直し案について

【基本目標1】 主体的な住民参加によるまちづくり

I 地域福祉に関する情報提供と学びの機会の充実

第4期計画	第5期計画	第4期と第5期の比較	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要 (見直し案)		
(1)当事者の視点にたった情報提供体制の推進	(1)情報提供体制の整備及び充実	一部変更し 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画の3つの基本施策は、当然のこととして今後も継続して取り組んでいくものであることから、第5次計画では、内容を整理して、まとめて記載する。 ・障がい等様々な理由により情報の取得が困難な人が必要な情報を入手できる体制を整備していく必要があることから、第5次計画では、情報の取得が困難な人に特化して記載する。
(2)わかりやすい情報提供体制の整備			
(3)命を守る情報伝達の整備			
(4)高齢者のための活動機会の充実	/	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画で、健康づくりとして記載されている内容については、第5次計画では、「基本目標3 II健康づくりの推進」の中に包含する。 ・第4次計画で、生きがいくくりとして記載されている内容については、第5次計画では、「(3)多様な出番の創出及び充実」の中で記載する。
(5)多様な地域福祉活動の促進	(3)多様な出番の創出及び充実	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画での「地域福祉活動」という表現は、活動する場面を限定してしまうようにもとれるため、第5次計画では、「出番」として表記を改め、内容を整理して、自助活動のことを主として、まとめて記載する。 ・ボランティアへの参加など、生きがいくくりについても記載する。
(6)まちづくりにかかわる地域福祉活動への協力			
(7)地域活動の機会の拡充			

2 見直し案について

【基本目標1】 主体的な住民参加によるまちづくり

II 地域活動の担い手の育成・確保

第4期計画		第5期計画	第4期と第5期の比較	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要		基本施策 取組の方向性・概要 (見直し案)		
(1)多様な人材の確保		(1)地域福祉に関心のある人づくり	変更	・多様な人材を確保するためには、地域での互助活動を促進していく必要があることから、第5次計画では、内容を改めて、互助活動のことを主として記載する。
(2)福祉人材の育成		(2)福祉人材の充実と育成	継続	・保育士、介護職員等の人材不足が課題となっており、今後も継続して取り組む必要があるため、第5次計画では、第4次計画と同様に記載する。

III 地域住民の交流促進

第4期計画		第5期計画	第4期と第5期の比較	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要		基本施策 取組の方向性・概要 (見直し案)		
(1)市民グループやNPOとの連携による地域福祉の拡充		(1)社会参加による交流促進	変更	・各種団体等へ所属し、地域活動等にかかわる機会を持つことは、地域のつながりが生まれたり、生涯学習の機会を促進するため、第5次計画では、内容を整理して、つながりの支援のことを主として記載する。
(2)福祉施設との地域の連携推進				
(3)世代間交流の支援				

2 見直し案について

【基本目標2】 手をつなぎみんなで支えあうまちづくり

I 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

第4期計画		第5期計画	第4期と第5期の比較	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要		基本施策 取組の方向性・概要 (見直し案)		
(1)課題の把握と関係機関との連携		(1)地域における支え合い体制の充実	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を把握し関係機関と連携を図りながら解決に向けて対応することや、ワーク・ライフ・バランスについては、当然のこととして今後も継続して取り組んでいくものであることから、第5次計画では、内容を整理して、文章の中で表記する。
(2)「ワーク・ライフ・バランス」の実現				
(3)加賀市版の地域包括ケアシステムの実現		(2)加賀市版地域包括ケアシステムの推進	一部変更し継続	<ul style="list-style-type: none"> ・「加賀市版地域包括ケアシステム」については、世代や分野を超えたものとして、さらに発展させていく必要があるため、第4次計画の「(3)加賀市版の地域包括ケアシステムの実現」を第5次では、「(2)加賀市版地域包括ケアシステムの推進」として内容を改めて、記載する。

II 地域見守り支えあいネットワークの推進

第4期計画		第5期計画	第4期と第5期の比較	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要		基本施策 取組の方向性・概要 (見直し案)		
(1)地域見守り支えあいネットワークの充実		/	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画では、「地域見守りネットワーク」に特化した内容となっているため、第5次計画では、「基本目標2 I 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備 (1)地域における支えあい体制の充実」の中に包含する。

2 見直し案について

【基本目標2】 手をつなぎみんなで支えあうまちづくり

Ⅲ 地域主体の生活サポート体制の推進



Ⅱ 地域福祉活動へのサポート体制の推進

第4期計画		第5期計画	第4期と第5期の比較	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要		基本施策 取組の方向性・概要 (見直し案)		
(1)健康寿命の延伸		(1)ボランティア・NPO等の活動支援	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画の「(1)健康寿命の延伸」については、第5次計画では、「基本目標3 Ⅱ健康づくりの推進」に包含する。 ・第4次計画の「(2)生活支援体制の整備」や「(3)民間活力による福祉サービスの確保」については、第5次計画では、民生委員、食生活改善推進員、健康づくり推進員、育児サークルなどの活動支援として、内容を改めて記載する。
(2)生活支援体制の整備				
(3)民間活力による福祉サービスの確保				
(4)住環境整備の促進		(2)住環境整備の促進	継続	・住まいの課題は残っているため、今後も継続して取り組んでいくものであることから、第5次計画では、第4次計画と同様に記載する。
(5)地域生活環境の整備			変更	・第4次計画では、「認知症にやさしいまちづくり」に特化した記載となっており、第5次計画では、内容を整理して、各施策の中に包含する。
(6)福祉の各分野において共通して取り組む事項の連携支援			変更	・第4次計画では、令和3年に厚生労働省から発出された「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」の別紙P33～38にかけて記載されている「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の項目がそのまま記載されていることから、第5次計画では、それぞれ各施策の中に包含して記載する。

2 見直し案について

【基本目標2】 手をつなぎみんなで支えあうまちづくり

IV 福祉サービスの充実



III 利用者ニーズに応じた福祉サービスの充実

第4期計画		第5期計画	第4期と第5期の比較	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要		基本施策 取組の方向性・概要 (見直し案)		
(1)利用者ニーズに応じた支援		/	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次計画では、「利用者ニーズ」の表現を基本施策の中に取り入れ、内容は各施策の中に包含する。
(2)子どもを産み育てたいと思われるまちづくり		(1)母子保健サービス・子育て支援サービスの充実	一部変更し継続	<ul style="list-style-type: none"> ・現在「加賀市こども計画」を策定中であるが、これまでも「加賀市健やか親子21計画」や「第2期加賀市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、母子保健や子育てについて、様々な支援策を提供してきた。 ・福祉の最上位計画として位置付けるため、その内容について記載する。
(3)災害時の支援体制の整備		/	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画の災害時の支援体制に関することは、第5次計画の「基本目標3 IV避難行動要支援者への支援・防災体制の促進」の中に包含する。
(4)障がいのある人の就労の促進		(2)障害福祉サービスの充実	一部変更し継続	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年策定した「第7期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・第3期加賀市障がい児福祉計画」に基づいて、あたりまえに暮らせるまち加賀市の実現に向けた取り組みを推進している。 ・福祉の最上位計画として位置付けるため、その内容について記載する。
(5)人にやさしいまちづくりの推進		(3)高齢者福祉サービスの充実	一部変更し継続	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年策定した「第9期加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画」に基づいて、ともに支えあう健康でゆたかなまちづくりを目指し取り組んでいる。 ・福祉の最上位計画として位置付けるため、その内容について記載する。

2 見直し案について

【基本目標2】 手をつなぎみんなで支えあうまちづくり

V 多様な団体との連携強化



IV 多様な団体との連携強化

第4期計画		第5期計画	第4期と第5期の比較	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要		基本施策 取組の方向性・概要 (見直し案)		
(1)在宅医療と介護連携の促進			変更	・下位計画のお達者プランに記載されている内容と同様であることから、第5次計画では、内容を整理して、文章の中で記載する。
(2)ネットワークづくりの推進		(1)ネットワークづくりの推進	継続	・ネットワークづくりの推進は、今後も継続して取り組むものであることから、第5次計画では、第4次計画と同様に記載する。
(3)関係団体による連携強化の推進		(2)関係団体による連携強化の推進	継続	・関係団体による連携強化の推進は、今後も継続して取り組むものであることから、第5次計画では、第4次計画と同様に記載する。

2 見直し案について

【基本目標3】 健やかで安心できる生活しやすい体制づくり

I 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進



I 権利擁護の推進

第4期計画		第5期計画	第4期と第5期の比較	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要		基本施策 取組の方向性・概要 (見直し案)		
(1)権利擁護体制の充実〔成年後見制度利用促進計画〕		(1)権利擁護体制の充実〔成年後見制度利用促進計画〕	継続	・権利擁護体制の充実は、今後も継続して取り組むものであることから、第5次計画では、第4次計画と同様に記載する。
(2)虐待防止体制の促進		(2)虐待防止体制の促進	継続	・虐待防止体制の促進は、今後も継続して取り組むものであることから、第5次計画では、第4次計画と同様に記載する。
(3)自殺対策の強化		(3)自殺対策の強化	継続	・現在「加賀市自殺対策基本計画」を改定中であるが、これまでも計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない加賀市を目指して取り組んできており、今後も継続して取り組むものであることから、第4次計画と同様に記載する。
		(4)再犯防止の推進	新規	・令和5年3月に策定した「再犯防止計画」に基づき、再犯防止の推進に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要がある。 ・また、「再犯防止計画」は、政策的に関連の深い地域福祉計画などの計画と一体的に策定することも可能とされており、令和9年度に現在の「再犯防止計画」の計画期間が終了することから、第6次計画に一体化することを見据えて、その内容を記載する。

2 見直し案について

【基本目標3】 健やかで安心できる生活しやすい体制づくり

II 健康づくりの推進

第4期計画		第5期計画	第4期と第5期の比較	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要		基本施策 取組の方向性・概要 (見直し案)		
(1)生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進		(1)生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進	継続	・昨年策定した「第3次かがし健康応援プラン21」の計画の基本目標に位置付けられている内容であり、今後も継続して取り組むものであることから、第5次計画では、第4次計画と同様に記載する。 ・福祉の最上位計画として位置付けるため、その内容について記載する。
(2)自立した生活を送るための健康づくりへの支援		(2)自立した生活を送るための健康づくりへの支援	継続	
(3)健康づくりを進める生活習慣の改善		(3)健康づくりを進める生活習慣の改善	継続	
(4)健康を支え守るための社会環境の整備		(4)健康を支え守るための社会環境の整備	継続	

2 見直し案について

【基本目標3】 健やかで安心できる生活しやすい体制づくり

Ⅲ 相談体制の充実

第4期計画		第5期計画	第4期と第5期の比較	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要		基本施策 取組の方向性・概要 (見直し案)		
(1)市民相談窓口の体制強化		(1)市民相談窓口の体制強化	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市民相談窓口の体制強化は、今後も継続して取り組むものであることから、第5次計画では、第4次計画と同様に記載する。
(2)地域との相談体制の連携強化		(2)地域との相談体制の連携強化	継続	<ul style="list-style-type: none"> 地域との相談体制の連携強化は、今後も継続して取り組むものであることから、第5次計画では、第4次計画と同様に記載する。
		(3)生活困窮者支援の充実	新規	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者にかかわるケースが増加しており、生活困窮者支援体制を強化していく必要がある。 第4次計画では、各施策に包含されて記載されていたものを、第5次計画では、生活困窮者支援に特化して記載する。
		(4)ひきこもり支援の充実	新規	<ul style="list-style-type: none"> 近年、ひきこもりは社会問題となっており、相談窓口の設置や居場所づくりなどが求められている。 今後、ひきこもり支援体制を強化していく必要があることから、第5次計画では、新たに「ひきこもり支援の充実」について記載する。

2 見直し案について

【基本目標3】 健やかで安心できる生活しやすい体制づくり

IV 避難行動要支援者への支援・防災体制の促進

第4期計画		第5期計画	見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要		第4期と第5期の比較	
(1)日常から災害まで要支援者を把握する見守り体制の推進		一部変更し 継続	・災害に対する関心は高く、引き続き取り組む必要があるため、第5次計画では、第4次計画と同様に記載する。また、表記を一部変更する。